平成２４年（フ）第７号
長野県上伊那郡飯島町飯島1114番地４
破産者　小林　源市
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１４０号
岐阜市神楽町21番地
破産者　イー・ウッドホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４１号
岐阜市加納朝日町３丁目34番地２
破産者　村田　希一
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８２９号
福岡市東区西戸崎１丁目９番15号
破産者　青山律子調査室こと　木戸　聖嗣
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６６号
大阪市浪速区桜川３丁目４番５―304号
破産者　仁井田忠吉
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４号
神奈川県足柄下郡箱根町箱根408番地の４
センチュリーヴィラ箱根Ｆ102、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市越ヶ谷本町８番６号
破産者　増田　英樹
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５４０号
埼玉県幸手市大字上高野2132番地１―503号幸手上高野団地、開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町百間４丁目１番26号
破産者　宗川　勇夫
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
広島県三次市畠敷町959番地４　柳アパート３号、開始決定時の住所広島県三次市十日市西５丁目６番２―２号
破産者　原　　勝利
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１００２号
福岡市早良区田隈１丁目23番15号
破産者　古庄　英隆
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１１号
福岡市早良区小田部５丁目18番11―202号
破産者　伊佐　　亮
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１２号
福岡市早良区早良６丁目32番46号
破産者　山上　義孝
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７号
福岡市西区野方３丁目60番11号
破産者　渡邉　範子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４５号
福岡市南区警弥郷３丁目28番18号
破産者　中村　捨雄
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０号
北海道網走郡美幌町字東三条南３丁目16―86坂本泰明方、住民票上の住所北海道北見市留辺蘂町旭西222番地８
破産者　柏葉　準一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
埼玉県大里郡寄居町大字今市824番地５、前住所埼玉県大里郡寄居町大字今市824番地１
破産者　坂槇　　晃
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４８４号
石川県白山市みずほ４丁目１番地２
破産者　勝磯　和則
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８３９号
北海道恵庭市北柏木町１丁目７番９―201号、開始決定時の住所北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地７
破産者　山田　佳久
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部